①

# 社会福祉法人　ちとせ交友会　目黒東山ちとせ保育園　重要事項説明書

## 目黒東山ちとせ保育園

社会福祉法人
ちとせ交友会
Chitose kouyūkai

目黒東山ちとせ保育園は、子どもたちが日中過ごす～Home～です。すべての子ども、そして保護者の心安らぐ憩いのHomeとなれますよう、愛情いっぱい、笑顔いっぱいの保育園運営を目指しています。

ちとせ交友会基本理念

Home ――

ここに集い
ここに育み

そして　ここから　はばたく

ちとせ交友会は
かかわる　すべての人にとって
心安らぐ場所

Homeでありたい

### 目黒東山ちとせ保育園のめざしていること

生き生きとし、元気に遊べる子

友だちとしっかりと関わり、育ちあう子

自分で考え、行動する子

目黒東山ちとせ保育園は、行き届いた安全な環境と、家庭的な温かい雰囲気の中で、ひとりひとり子どもを大切にし、健康で･明るく･思いやりのある･自律性を持った子どもの育成を目指しています
そして、保護者の信頼を得られ、保護者が安心して働き続けられるように、職員全員が保育者としての自覚を持ち、ひとり一人の子どもを大切にし、子どもの育ちの姿を理解した保育を実施し、保護者への子育て支援をしていきます

# 法人概要

１）法人名　　：　社会福祉法人　ちとせ交友会
２）法人本部所在地　：　東京都千代田区二番町７番５号
３）TEL　　：　03-3222-3250
４）理事長　　：　山口　哲史
５）事業内容
・保育所、こども園の経営、運営
・一時預かり事業の経営
・地域子育て支援拠点事業の経営
・放課後児童健全育成事業の経営
・障がい児通所支援事業の経営
６）沿革
・昭和 45 年(1970 年)岡山市にて保育園事業開始　ちとせ保育園　開園
・平成 9 年(1997 年)社会福祉法人　認可
・平成 23 年(2011 年)東京都にて保育事業開始　グリーンヒル奥沢保育園　開園
７）所有施設(2024 年 4 月現在)
・認可保育園、認定こども園他：61 園
・ちとせキッズガーデン(一時預かり事業)
・スマイル(放課後児童健全育成事業)
・まんまるカチカチ(障がい児通所支援事業)

# 目黒東山ちとせ保育園の概要

１）住所　　：東京都目黒区東山 2 丁目 10-17
２）電話　　：03-3711-7716
３）ＦＡＸ　　：03-3711-7717
４）最寄り駅　　：東急田園都市線　池尻大橋駅　徒歩 9 分
５）運営主体　　：社会福祉法人　ちとせ交友会
６）開設年月日　　：令和 3 年 4 月 1 日
７）定員　　：90 名
（1 歳児 15 名、2 歳児 15 名、3 歳児 20 名、4 歳児 20 名、5 歳児 20 名）
８）開園時間　　：7 時 15 分～20 時 15 分（延長保育 18 時 16 分～20 時 15 分）

９）建物概要　：木造　地上２階建　園舎延床面積 593.28 ㎡
（1 歳児保育室 50.43 ㎡、2 歳児以上保育室 154.73 ㎡
調理室 32.29 ㎡、事務所 19.87 ㎡）

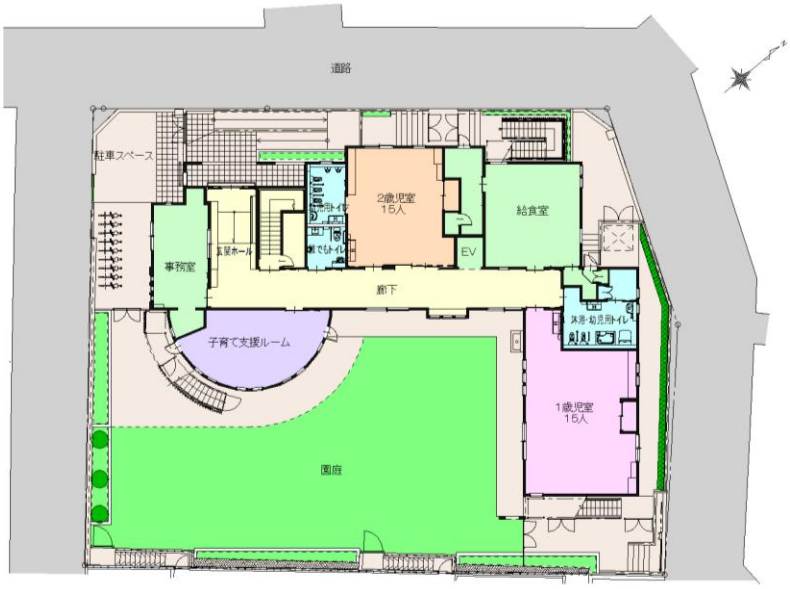


1F

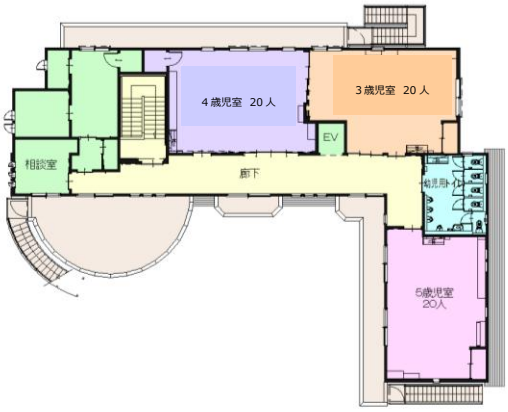


2F

施設概要　：

| | 用途 | 部屋数 | 広さ |
|---|---|---|---|
| 最低基準 | 乳児室・ほふく室 | １室 | ５０．４３㎡ |
| | 保育室・遊戯室 | ４室 | １５４．７３㎡ |
| | 調理室 | １室 | ３２．２９㎡ |
| | 医務室 | １室 | ２．７５㎡ |
| | 便　所 | ３室 | ３６．６３㎡ |
| その他 | 調乳室 | － | － |
| | 屋外遊戯場 | － | ２４８．００㎡ |
| | 沐浴室 | － | － |
| | 事務室 | １室 | １９．８７㎡ |
| | 廊下・その他 | | ２９６．５８㎡ |
| 合　　計 | | １１室 | ５９３．２８㎡ |

職員体制　：

| | 人数 |
|---|---|
| 園長 | １ |
| 主任保育士 | １ |
| 保育士（フリー含む） | １３ |
| 看護師 | ０ |
| 給食職員 | ３ |
| 嘱託医（小児科） | １ |
| 事務員 | １ |

＊上記に定めるもののほか必要に応じてその他の職員を置くことができる。
また、必要に応じて保育士、調理員、看護師を増員することができる。

# 保育の詳細

## 1. 保育対象年齢

１歳児より、就学前迄

## 2. 保育時間（7:15　～　20:15）13 時間型　月曜日～土曜日

・標準保育時間：7:15　～　18:15
・保育短時間　：9:00　～　17:00
・延長保育時間：18:16　～　20:15
・延長保育は月額１時間型（18:16～19:15）、月額２時間型（18:16～20:15）、日額延長（1 時間単位）があります。
・延長保育の定員は２７名です。
・延長保育は申込者のみの利用となります。
また、経費の一部を保護者に負担していただきます。
・休園日：日曜日、祝祭日、年末年始（12 月 29 日～31 日、１月１日～3 日）

## 3. 保育料について

⑴　保育料

延長保育料金など園に納める料金は、「enpay エンペイ」(LINE を用いたキャッシュレス決済サービス)により、クレジットカード、コンビニエンスストア、LINE Pay、Pay Pay、au PAY のいずれかでお支払いいただきます。システムで時刻管理をしていますので、１分を過ぎても延長利用となります。ご注意ください。

⑵ 延長保育料金

●保育標準時間（7:15～18:15）認定の方
18:15 を過ぎた場合、時間に応じて下記の延長料金がかかります。
・月額利用：１時間利用：　5,000 円（補食付き）
　　２時間利用：13,000 円（夕食付き）
・日額利用：１時間利用：　　500 円（補食付き）
　　２時間利用：　1,300 円（夕食付き）

●保育短時間（9:00～17:00）認定の方
上記時間帯を超えた登降園となった場合、１時間あたり 500 円の延長料金がかかります。日額利用のみ。

⑶その他の費用について

・日常保育の様子や運動会・生活発表会等の行事において、業者・園職員による写真・動画撮影を行った際、希望者に有償で販売する場合があります。(前年度実績販売価格：DVD3080 円・BR３６３０円（共に税込）※価格は変更する場合があります。)
・入園時に保護者カードとカラー帽子を園より配布していますが、紛失や買い替え等の場合は、再発行又は再購入にあたり別途費用をご請求させていただきますので、紛失には十分ご注意ください。（保護者カード：９０円カラー帽子：９７０円（共に税込）※価格は変更する場合があります。）

## 4. 延長保育の運用について

延長保育（保育標準時間認定の場合）の日額利用について、補食・夕食の準備の関係で締め切り時間を下記の通りとさせて頂きます。
１時間利用(補食)：ご利用当日の 15:00 まで
２時間利用(夕食)：ご利用当日の 9:00 まで
※なお、上記時間を過ぎた場合の延長申し込みでもお子さまのお預かりはいたしますが、補食・夕食の提供は出来かねますので予めご了承願います。

※延長保育は就労を理由とした場合のみの利用となります。
※月額利用者で事前に早い時間のお迎えの連絡をいただいている場合は、補食・夕食の準備をしておりませんのでご承知おき願います。
※延長保育利用申込・解除は前月末までに『月額延長保育申請書』の提出をお願いします。

## 5. 土曜保育の運用について

土曜保育は、ご家族の就労証明書等で必要が認められる場合にお預かりすることを原則としております。必要となる場合には、その週の水曜日までに『土曜保育申請書』の提出をお願いします。

## 6. 保育所の利用開始、及び終了に関する事項並びに利用にあたっての留意事項

(入所資格)

本園の入所資格は、児童福祉法第 24 条の規定により目黒区が行う調整、及び要請に従い、入所の承諾を受けた児童であることとします。

(退所理由)

次に該当したときは、退所して頂きます。

・児童福祉法第 24 条による入所理由が解消したとき。
・その他目黒区と協議のうえ適当と認められたとき。

## 7. 保育内容

保育内容については、保育所保育指針（平成２９年３月３１日厚生労働省告示第１１７号）に基づいて園で定めます。

## 8. 職員の職務内容

⑴ 園長は、園の運営管理全般と職員の指揮監督、並びに職員間の業務調整、保育の質向上のための指導、指導計画・行事計画・保健衛生に関する計画と指導、給食業務の監督及び会計業務を統轄します。
⑵ 主任保育士は、それぞれの園の保育内容について園長を補佐します。
⑶ 保育士は、保育に従事し、その計画の立案、実施、記録及び家庭連絡等の業務を行います。保育環境の安全点検についても責任を持ちます。
⑷ 給食職員は、栄養管理業務と給食業務に従事し、園児に対する食育を支援します。
⑸ 嘱託医は、児童の健康診断等の業務を行い、園児並びに職員の相談、園の衛生管理に関する助言指導を行います。

## 9. 給食

⑴ 子どもに必要な栄養バランスを考えた献立による完全給食です。保育園の給食はご家庭で食べたことのある食材での提供が基本となりますので、『保育園での給食について』をお読みいただき、『保育園で使用する主な食材リスト(1 歳以上児向け)』をご参照ください。
⑵ アレルギーがある場合には、除去食または代替食により対応いたします。ただし、食物アレルギーの原因食品が多く、除去食または代替食では対応が難しい場合には、家庭からお弁当を持参して頂く場合があります。
食物アレルギーがある方は、医師が発行した「保育所におけるアレルギー疾患生活管理指導表」をもって、必ずお知らせ下さい。
食物アレルギーをもつお子様の保護者様には、月に１度担任・栄養士との三者面談をさせて頂いております。お子様の状態を共通理解し、安全で楽しい食事を提供するために、ご協力お願いいたします。
⑶ 遠足などの園行事の日は、お弁当を持参していただくことがあります。
⑷ 特別食・宗教食についてご希望があればご相談ください。

## 10.健康管理

園医による健康診断を年２回行います。治療が必要な場合には、個別に連絡し治療をお願いしております。他に歯科検診等を実施します。園医の先生は以下となります。

園　医：しあわせ子供クリニック　二瓶浩一先生
〒153-0043
東京都目黒区東山三丁目５－４　東山 ik ビル 1F
TEL：03-6452-2597

## 11.与薬について

与薬は「医療行為」となりますので、保育園では原則として行うことができません。しかしながら、保育時間内に薬の服用なしで健康な日常生活が過ごせないと医師が判断した場合に限り、相談に応じ保護者の方に代わって保育園職員（園長・保育士）が与薬を行わせていただきます。（但し、医師から処方された薬のみ）なお、薬をお預かりする際に、保護者の方にご記入いただく書類がございます。

また、与薬は平日のみとし、土曜保育の与薬はお受けできません。

## 12.保育中の発病

⑴　保育中に発病した場合には、保護者に連絡をして帰宅や通院などの方法を決めさせていただきます。

⑵　園児の病状などに緊急事態が生じた場合（概ね体温３８℃以上）には、個人カードに記載されている緊急連絡先の優先順位順に連絡を取り、対応を決めさせていただきます。保育園からの連絡が取れるようにお願いします。

⑶　連絡がつかない場合には、園の判断で医療機関などを受診させていただく場合があります。

なお、以下の場合は原則として登園を見合わせていただくようお願いします。

- 登園時において既に 37.5℃以上ある場合
- 予防接種を受けた当日の登園

→医師の許可があれば登園可能ですが、体調の変化が起こりやすい為、登園後の接種をお勧めしています。また、予防接種を受けた場合は園にお知らせください。

- 嘔吐後の翌日の登園

## 13.感染症について

低年齢児が集団生活をしている保育園は、感染症が流行しやすい環境にあります。一方社会福祉施設は法令により学級閉鎖などの措置が取れません。このため、保育園としてもできる限りの対応を行いますが、感染症の拡大を最小限に抑えるためには保護者様のご理解とご協力が不可欠です。

伝染性の病気にかかった場合には、学校保健法に準じて出席停止の指示に従っていただく必要があります。症状が回復し医師から登園の許可がおりると登園可能になり、登園の際は、感染症の種類に応じて、医師による登園許可書、または保護者に記入いただく登園届を提出していただきます。（これらの用紙は保育園で準備しますのでお声かけ下さい。登園許可書・登園届は HP よりダウンロードが可能です。）

証明書の必要な病気については『感染症一覧』をご覧下さい。

## 14.ご連絡を頂きたい内容

- 保育園を休む、登降園が予定時間より早まる/遅れる、送迎者に変更がある、延長保育未登録者で降園時間が予定より遅れる（特に延長保育になる場合）
  →以上の場合は、**口頭または電話でご連絡ください。**
- 病気やけがで入院や長期欠席をする場合
- 家庭の状況に変更があった時（住所、勤務先、連絡先、家族の移動など）

## 15.送迎について

⑴　朝夕の送迎は、保護者の責任でお願いします。
⑵　保育園付近の道路は道幅が狭い為、登降園時は車に十分ご注意ください。
⑶　自転車で登園の場合は、自転車の乗り降りは園の敷地内で行ってください。
　また、送迎時のみの駐輪とさせて頂きます。
　保育園玄関前や登園道中での大きな声による私語は近隣の方のご迷惑となりますので、ご配慮下さい。
⑷　車での送迎は基本的に禁止とさせていただいておりますが、
　やむを得ず車で送迎となる場合は、近隣のパーキングをご利用下さい。
　園の前などの駐停車は近隣の方々のご迷惑になりますので、絶対におやめ下さい。
⑸　保護者以外の方が送迎をされる場合は、事前に園までお知らせください。
　お迎えの方の身分証の提示など取り決めさせて頂きます。
　なお、お子さまの顔見知りでない方には送迎を依頼しないようお願いいたします。

## 16.園からの連絡事項について

⑴　連絡事項につきましては、１～2 歳児クラスは連絡帳機能をもったシステム『ルクミー』を使用します。連絡帳に毎日入力の上、登園までに送信してください。
⑵　3～5 歳児は連絡帳を使わず、原則口頭連絡となります。
　お休み連絡はルクミーを使用せず、電話でお願いします。
⑶　園だよりやお知らせなどはルクミー配信やプリント配布、各保育室前の掲示、保育士からの口頭連絡等の方法でお知らせいたします。お子さまがプリントを持ち帰った際は、必ず目を通して下さい。
⑷　登園降園時刻管理についてもシステム『ルクミー』を導入しておりますので、別途ご案内します。

## 17.持ち物の記名について

　衣類や持ち物には全て名前をお書き下さい。持ち主がわからないものは、一定期間掲示した後に処分する場合があります。また、お子さまの衣類の紛失については、責任を負いかねますので予めご了承ください。

## 18.個人情報の取り扱いについて

　『社会福祉法人ちとせ交友会　個人情報保護規定』に則り園児の個人情報を管理します。卒園後の小学校への保育要録や他の教育機関との連携が必要な場合、急病で通院する場合などには、個人情報を使用することがあります。

　なお、下駄箱やロッカー、作品などに名前や写真を掲示することがあります。予めご了承ください。また、園での行事については、保護者の方に写真・ビデオ撮影を認めているものもありますが、個人情報保護の趣旨に沿い、記録した写真・ビデオの取り扱いは慎重にお願いします。

　保護者の方への販売を目的として、行事や保育園生活などの写真・ビデオ撮影を業者に委託することがあります。特別な事情により撮影を希望されない場合はお申し出下さい。詳細は別途ご案内します。

　行事や日常保育の写真等を卒園アルバム・SNS・ホームページ等で使用することがありますが、不都合のある場合は必ずお申し出下さいますようお願いします。

## 19.ソーシャルネットワークサービス等（以下 SNS 等という）による情報発信について

SNS 等を利用して情報を発信する場合は、以下の点に十分配慮してください。

①　SNS 等はご自身の責任において利用する。
②　基本的に、ご自身の家族以外の方が特定できる写真・映像等は SNS 等に載せない。
　または、個人が特定できないよう画像を加工する等の十分な配慮をした上で利用する。

③　以下のような発信は行わない。

- 誹謗中傷にあたる内容
- 不快感を生じさせる内容
- 事実と異なる、または事実に基づかない内容
- その他負の影響を生じさせうる内容

## 20.苦情相談

当園ではご意見箱を園内に設置します。お気づきの事がございましたら、口頭もしくはご意見箱をご利用ください。苦情につきましてもご意見箱をご利用ください。苦情の内容と園の対応については、掲示板へ掲載いたします。また、必要に応じて第三者委員も話し合いに立ちあいます。第三者委員は別途ご案内いたします。

## 21.災害等への備えと非常時の対応

⑴　必要な防災設備を設置するとともに、避難・消火訓練を毎月１回実施します。

⑵　万が一の非常時には、別に定める危機管理マニュアル、消防計画に則って対応いたします。

⑶　緊急連絡に関しては、個人カードに記載されている緊急連絡先の優先順位順に連絡を取り、対応を決めさせて頂きます。保育園からの連絡が取れるようにお願いします。どうしても連絡がつかない場合には、園の判断によって最善と考えられる対応を行いますので、ご理解をお願いします。

## 22.虐待防止について

児童福祉法の精神に基づいて、万が一にも職員が児童に対して身体的苦痛を与えたり人格を辱める等の行為を行う事のないよう周知します。

このため、法人にて虐待防止マニュアルを制定しており、施設長を責任者として予防策を講じるとともに、児童福祉施設の設置及び運営に関する基準第９条の２の規定を厳守し、厚生労働省によって明示されている以下の虐待行為に及ぶ事がないよう徹底します。

ア．身体的虐待　　イ．性的虐待　　ウ．ネグレクト　　エ．心理的虐待

## 23.その他の留意事項

ご利用者の思想、信仰は自由ですが、他のご利用者への宗教活動、政治活動及び営利活動はご遠慮ください。

## 24.日本スポーツ振興センターの保険について

当法人の園では独立行政法人日本スポーツ振興センターの災害共済給付制度に加入いたします。任意の加入ですが、出来るだけご協力いただきたくお願いします。

# デイリープログラム　保育園での生活

| | | |
|---|---|---|
| ７：１５ | 開園<br>『ルクミー』で登園処理をする・体調の変化等の連絡<br>持ち物の始末をする<br>保育室で当番保育士による異年齢保育 | |
| 8:30 | 各クラスに分かれ　保育開始 | |
| | １・２歳児クラス | ３・４・５歳児クラス |
| ９：３０頃 | **水分補給**<br>（牛乳またはお茶）<br>基本的に一人ひとりの生活リズムに合わせて保育園での生活を行います | **友達や保育者と関わりながら遊びを楽しむ** |
| ９：４５頃 | **グループタイム**<br>出席調べ・日付・お天気調べ<br>手遊び・歌・絵本の読み聞かせ等の内容を、子どもの様子を見ながら実施します | グループタイム |
| １０：００頃 | **主となる活動**<br>保育指導計画(月案・週案等)に沿って、季節の遊びや発達に応じた活動を、友達や保育者と一緒に行います<br>天気の良い日は日光浴、外気浴、外遊びをします | **主となる活動**<br>天気の良い日は積極的に外遊びをします |
| １１：００頃 | **給食** | |
| １３：００頃 | **お昼寝** | |
| １５：００頃 | **おやつ**<br>**グループタイム** | |
| １６：００頃 | **自分で選んだ遊びを楽しむ**<br>**順次降園** | |
| １７：３０ | **当番保育士による異年齢保育** | |
| １８：１５<br>｜<br>２０：１５ | **延長保育利用児は補食・夕食をとる**<br>＊子どもの様子を見ながら排泄を行い、清潔を心掛けます。 | |

# 服装・持ち物について

| １・２歳児 | ３・４・５歳児 |
|---|---|
| 〈毎日用意するもの〉<br>・着替え１組（ズボン、肌着、上の服）<br>・着替え１組を入れる袋（紐付きの袋）<br>・おむつ１枚<br>・食事用エプロン３枚（着脱が簡単にできるもの）<br>・水筒（２歳児のみ）<br>※使用開始時期は別途お知らせします。 | 〈毎日用意するもの〉<br>・着替え１組（ズボン、肌着、上の服）<br>・着替え１組を入れる袋（大きめのレジ袋等）<br>・水筒<br>・コップ、巾着袋<br>※使用開始時期は別途お知らせします。 |
| 〈ロッカーに常時置いておくもの〉<br>・着替え２組(ズボン、肌着、上の服)<br>・汚れ物を入れる袋（大きめのレジ袋）２枚<br>・使用済みエプロンを入れる袋（キッチンポリ袋）<br>☆おむつ６枚以上<br>☆おしり拭き<br>(☆おむつサブスクサービス利用の方は不要です。) | 〈ロッカーに常時置いておくもの〉<br>・着替え１組（ズボン、肌着、上の服、パンツ、靴下）<br>・汚れ物を入れる袋（大きめのレジの袋）２枚 |
| 〈園で準備しているもの〉<br>・お昼寝用布団<br>・カラー帽子<br>・口拭き | 〈園で準備してお渡しするもの〉<br>・お昼寝用コット<br>・カラー帽子 |

用意して頂くもの

| 2,3,4,5 歳児 |
|---|
| 上履き、上履き袋<br>※２歳児クラスでは、新しいクラスに慣れてくる年度後半に上履きに切り替える予定です。<br>使用開始時期は別途お知らせします。 |
| **全クラス** |
| 外靴……園に置いておき、園庭やお散歩、有事避難用として使用します。<br>月末に持ち帰り洗っていただきます。<br>登園バッグ……1,2 歳児は手提げ型、3,4,5 歳児は就学に向けて背負えるリュックタイプをご用意ください。<br>登園バッグに付けるキーホルダー等は１つにしぼり、壊れやすいものはご利用を避けていただきますようお願いします。<br>タオルケット……1,2 歳児は通年、3,4,5 歳児は寒い時期以外使用します。<br>ブランケット……3,4,5 歳児の寒い時期のみ使用します。<br>おねしょシーツ……必要に応じてご用意ください。<br>お昼寝用シーツ……四隅にゴムをつけてください。<br>以下のサイズを参考にご用意ください。 |

◎お昼寝用シーツのサイズについて

**敷布団**

（1,2歳児）

サイズ
縦 120 ㎝×横 70 ㎝

**コット**

（3,4,5歳児）

サイズ
縦132cm×横54.5cm

## ☆お願い

### • すべての持ち物に記名をお願いします。

- スカートや紐、フード付きの衣服は危険防止の為、ご遠慮ください。
- 動きやすい、柔らかい素材の汚れても良い物をお願いします。
- 夏は汗をかく為吸収性の良いものを、冬は体温調節ができるようお子様の扱いやすい形の上着をご用意ください。
- ノースリーブは転倒の際の怪我や冷えも懸念されるため、園での使用は避けてください。
- 毎週末にシーツ、タオルケット、カラー帽子、上履き(幼児のみ)を持ち帰ります。お洗濯をして週明けにお持ちください。
- カラー帽子は紛失や破損、汚れ等で買い替えの際は有償となりますのでご了承ください。
- ヘアゴムは小さなお子さんの誤飲に繋がる為、シリコンゴムではないもの、飾りがついていないものでお願いします。
- 感染症拡大防止のため、排泄物、嘔吐、血液などで汚れた衣類は園では洗濯ができませんので、袋に入れてお持ち帰りいただきます。
- 園からパンツをお貸しする場合は、新品の物をご返却していただきますのでご了承ください。

# ご意見・ご要望の解決のための仕組みについて

社会福祉法人ちとせ交友会
目黒東山ちとせ保育園

**サービス利用者（保護者）**

意見・要望・ご相談

（責任者の段階の相談で納得いかない場合には、第三者委員に直接相談し、話し合いへの立ち会い・助言を求めることができます。）

（意見・要望等の内容の確認・報告を受けた旨の通知を行います）

**意見・要望等の受付担当者**
**（意見・要望などの受付・記録）**

［担当：主任　齊藤真理子］

（保護者の求めに応じて報告します）

報　告

**第　三　者　委　員**
**（必要に応じて話し合いに立ち会います）**

**意見・要望等の相談解決責任者**
**（話し合いにより意見・要望等を解決します）**

［責任者：園長　楠瀬可奈］

第三者委員:
小泉みほ(目黒区民生委員)
電話番号:03-3760-8069
近藤久美子(目黒区民生委員)
電話番号:03-3713-0558

※ 相談の結果（改善事項）は口頭もしくは文書で責任者よりご報告申し上げます。

# ご意見・ご要望の相談における際の第三者委員の役割について

●第三者委員の役割

ご意見・ご要望の受付担当者や責任者との話し合いだけでは納得いかない場合には、第三者の立場にある「第三者委員」が話し合いに立ち会い、必要な助言をいたします。

[第三者委員の職務]

○ ご意見・ご要望の相談解決への立ち会い・助言
○ ご意見・ご要望の直接受付
○ 相談内容を受けた旨の保護者　（当事者）への通知
○ 責任者よりご意見・ご要望の改善状況について報告を受け、また保育所の日常的な状況を把握します。

[第三者委員の立ち会いによる話し合いの方法]

○ 第三者委員によるご意見・ご要望の内容の確認
○ 第三者委員による解決案の調整・助言
○ 話し合いの結果や改善事項などの確認

# 感染症一覧

以下の感染症に罹った場合、次のいずれかの書類が必要になります。

①登園許可書（医師に記入していただくもの）

②登園届（受診をして頂き、医師から登園の許可が出たら保護者の方に記入していただくもの）のいずれかを提出していただいてから登園していただくこととなります。

＊①②の書類はともに園で準備しますので、お声がけください。

| ① 登園許可書が必要な感染症 | ② 登園届が必要な感染症 |
|---|---|
| ●麻しん（はしか）<br>●インフルエンザ●風しん<br>●新型コロナウイルス感染症<br>●水痘（みずぼうそう）<br>●流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）<br>●結核●咽頭結膜熱（プール熱）<br>●流行性角結膜炎●百日咳<br>●腸管出血性大腸菌感染症<br>（O-157、O-26、O-111 等）<br>●急性出血性結膜炎<br>●侵襲性髄膜炎菌感染症（髄膜炎菌性髄膜炎） | ●溶連菌感染症<br>●帯状疱疹　●RS ウィルス感染症<br>●ヘルパンギーナ<br>●ウィルス性胃腸炎（ノロウィルス・ロタウィルス等）<br>●マイコプラズマ肺炎　●伝染性紅斑（りんご病）<br>●手足口病　●ヒトメタニューモウィルス感染症<br>●伝染性膿痂疹（とびひ） |

＊上記以外の感染症については、主治医及び嘱託医とよく相談してください。

# 保育園での給食について

保育園の給食室では子どもたちが心身共に健やかに成長出来るよう、また、食事のマナーや食べることの大切さを学べるよう、食育活動に励みつつ日々「安全でおいしい給食の提供」に努めています。子どもたちは小さな身体の割に、成長するためのたくさんの栄養を必要とします。しかし、子どもたちは一度にたくさんの量を食べることが出来ないため、朝昼晩の食事の他に「おやつ」で栄養を補うことが必要となります。保育園では昼とおやつを合わせて１日に必要な栄養素の約４～５割を摂取できるように献立を立てています。

## ◎食物アレルギーをもたれているお子様への給食対応について

平成２３年３月に厚生労働省より「保育所におけるアレルギー対応ガイドライン」が施行され、**保育園の給食においてアレルギー除去食を行う場合、医師が発行した「保育所におけるアレルギー疾患生活管理指導表（以下、生活管理指導表）」が必要**となりました。入園に伴い新規に希望される方は**入園前に医師の診察を受け、生活管理指導表をお持ちください**ますようよろしくお願いします。入園後にアレルギー症状が出てしまった場合も同様に生活管理指導表をお持ち下さい。またアレルギーをお持ちのお子様には、定期的な受診をお願いしています。現状把握の為にも、最低でも**１年に１度は必ず受診**していただきますようお願いします。アレルギー対応食（除去食）を解除する際も医師の診断を受け、除去解除申請用紙の記入をお願いします。なお、生活管理指導表がない方につきましては、アレルギー対応食の提供は出来かねますのでご了承ください。
※アレルギーをお持ちの方で生活管理指導表をお持ちいただくまでの間は各自の責任にて献立表を確認の上お弁当を持参していただく等の対処をお願いします。

## ◎入園時に必要な食材チェックリストついて（全園児対象）

乳幼児期は体質によってアレルギー反応を起こしやすい時期です。特に０、１歳児はまだ口にしたことのない食材も多いかと思います。そこで、保育園で使用している食材の中でもアレルギー反応を起こしやすい食材、及び今後使用する可能性のある食材のリストを作成しました。**これらの食材は入園前に必ず２回以上食べていただき、『保育園で使用する主な食材リスト』にチェックをお願いします**。チェックリストは個人面談の際にお持ちいただき、ご提出をお願いします。お子様にとってより安全な給食作りに努めていきたいと思いますので、ご協力よろしくお願いします。